



事務の共同実施の取組

『正確で質の高い事務の提供により、学校の総合力の向上を図る』を目指して、共同実施を行いました。

先生方のご協力でおおむね年度当初の計画どおり実施することができました。

事務の効率化・平準化・適正化に向けた取組として、諸手当認定相互審査、共済組合被扶養者検認、年末調整相互確認を行いました。

各グループの活動として、大島・久賀グループは「事務引継書」のひな型の作成や町会計事務の手引きの改訂を行いました。橘・東和グループは「介護休暇に関する事務処理」を作成しました。また、共同実施だよりを交互に担当し、作成しました。

事務職員の資質能力向上のために、周防大島町教育委員会と連携し、服務研修・カリキュラムマネジメント研修、町会計事務に関する協議等、組織的・計画的な研修を実施することができました。次年度は連携をより強化し、先生方とともに学校徴収金についての研修を計画しています。

周防大島町共同実施会 HPアドレス

<http://www.sea.icn-tv.ne.jp/~gakkou/kyoudou/>



★平成30年度給与改定について★

共同実施だより第3号でお知らせしておりました給与の改定条例案が、2月定例県議会に提出されました。条例案が可決されれば、3月26日（火）に差額が支給される予定です。

*給与改定の詳細については、共同実施だより第3号をご覧ください。

4月から、「国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」により、給料表が新しくなります。この改定により現在より給与額が少なくなる場合は、経過措置として、当分の間は3月末の給与額が支給される見込みです。（現給保障）

平成30年度もあとわずかとなりました。

忙しいこの時期に抜けがないよう再確認してみましょう！

◆文書・物品の確認

- 公文書・備品は定位置に戻しましたか？
 - 個人情報、きちんと削除されていますか？
 - 机まわり・ロッカーは片づいてますか？
- 不要な物は持ち帰りましょう。

◆諸帳簿の確認

- 記入・押印漏れはありませんか？
- 出席簿 指導要録 旅行命令簿
- 休暇簿 など

年度末

◆家庭環境の確認

状況が変わる方は、事務職員へお知らせください。

- 扶養状況に変化はありませんか？
(卒業、就職、22歳以上の子の就学、アルバイトなど)
- 被扶養者のパート勤務契約に変更はありませんか？
- 住居に変化はありませんか？
(契約の更新、家賃の変更、引っ越しなど)
- 給与や旅費の振込口座に変更はありませんか？

年度始め

人事異動のある人は……

通勤手当

- *最短経路を3回計測する。
- *高速道路で通勤する場合、辞令発令日から5日以内にETCで利用開始し、利用証明書(往復)を取っておく。
- ※必ず事務職員へ相談を

マイカップや靴、
その他 私物の忘れ物は
ありませんか？

着任式の場所や時間は
確認しましたか？

住居手当

(住居移転がある場合)

- *住民票の転入日は新聞発表～4月1日の間とする。
- *新住民票(マイナンバーの記載のないもの)を2部取っておく。(住居手当と赴任旅費用)
- *借家の契約日は4月1日までにする。

単身赴任手当

- *支給要件は以下の通り。(詳しくは事務職員へ)
- ①転居:異動に伴うこと
- ②単身:常況とすること
- ③別居:配偶者等とやむを得ない理由により別居すること
- ④距離制限等:通勤距離が60km以上または通勤時間がおおむね1時間以上であること

渡された封筒の中は、履歴書
や健康診断票 等重要な書類です。
必ず転勤先の校長先生に
手渡ししましょう。

* 臨時的任用職員の方へ

- ◆社会保険証の返納
任用期間が終了後すみやかに返納してください。(引き続き、数日以内に任用される場合は返納しなくてよい。)
- ◆退職後の健康保険について
 - ・家族の扶養に入る
 - ・国民健康保険に加入
 - ・任意継続に加入 のいずれかになります。

注: 臨時的任用職員→本採用職員になった場合、3月分の国民年金保険料は給料引きされないで各自で払込む必要があります。

平成30年4月1日～
任用終了後1日ないし数日の間を空けて再び臨時的任用教職員として任用された場合、前回の任用時に残っていた年休を追加付与されることになりました。
詳しくは事務職員へ!

* 再任用職員の方へ

- ◆新たに再任用職員になった方は、給与・旅費の口座登録が必要です。また、所属が変わらない場合でも通勤届が必要になります。(扶養手当、住居手当は支給されません。)
- ◆退職年の3月31日時点での年休残日数が引き継がれます。